

◎新潟県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年3月18日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市栗林 758 番地 2	羽生 俊昭 (理事長)
〃	〃 東鱒田 1437 番地	小林 七一郎
〃	〃 金子新田甲 491 番地	神子島 正芳
〃	〃 月岡三丁目 2 番 27 号	高橋 優
〃	〃 西大崎三丁目 21 番 7 号	馬場 傳策
〃	〃 井栗一丁目 38 番 38 号	田邊 稔
〃	〃 鶴田四丁目 1 番 15 号	土田 初
〃	〃 塚野目六丁目 7 番 18 号	佐藤 義則
〃	〃 牛ヶ島 1 番 25 号	外山 丈夫
〃	〃 上野原 547 番地 1	吉川 博幸
〃	加茂市大字下条甲 3 番地	小柳 寛作
〃	〃 大字天神林 2351 番地の 1	五十嵐 金一
〃	三条市上保内丁 63 番地	渋谷 栄一
監事	三条市西中 1593 番地	神子島 新一
〃	〃 井栗三丁目 4 番 3 号	横山 茂樹

就任年月日 平成 28 年 3 月 6 日

2 退任

理事	三条市栗林 758 番地 2	羽生 俊昭 (理事長)
〃	〃 東鱒田 1437 番地	小林 七一郎
〃	〃 南入蔵 2 番地	武田 勝夫
〃	〃 月岡三丁目 17 番 20 号	刈谷 和雄
〃	〃 西大崎三丁目 21 番 7 号	馬場 傳策
〃	〃 塚野目六丁目 7 番 18 号	佐藤 義則
〃	〃 鶴田四丁目 1 番 15 号	土田 初
〃	〃 井栗一丁目 38 番 38 号	田邊 稔
〃	〃 西潟 6 番 1 号	鶴巻 純一
〃	〃 上保内丙 1271 番地	大橋 正臣
〃	加茂市大字下条甲 3 番地	小柳 寛作
〃	〃 大字天神林 2351 番地の 1	五十嵐 金一
〃	三条市上野原 547 番地 1	吉川 博幸
監事	三条市西中 1593 番地	神子島 新一
〃	〃 井栗三丁目 4 番 3 号	横山 茂樹

退任年月日 平成28年3月5日